

生ごみ処理容器等購入補助制度について

市では、生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理容器などの購入費用の一部を補助しています。ぜひ、ご利用ください。



□補助金交付の対象および金額について

補助金の交付額は、生ごみ処理容器の**購入価格(税込み)の2分の1以内**(100円未満切捨て)となります。

交付の対象となるもの、および限度額は次のとおりです。

対象容器等	補助限度額	備考
●電気式生ごみ処理機器 ... 電気により、生ごみをかくはん・加熱して、減容または堆肥化するもの	30,000円	3年につき1基まで
●電気を使わない処理容器 ... コンポスター、EM菌を利用する容器など、生ごみを発酵させて減容または堆肥化するもの	2,000円	1年につき2基まで
●電気を使わない処理容器(土壌混合型) ... 土の中の微生物の働きにより生ごみを分解せ、その容量を減少させるもの(キエーロなど) ※平成30年1月1日から補助対象に追加	10,000円	2年につき1基まで

□申請方法

□購入した店舗等で発行した領収書(原本)

※購入日から1年を過ぎた領収書は無効となりますので、ご注意ください。

□印鑑 又は 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

□振込口座を確認できるもの(通帳等) ※補助金は口座振込となります。

→ 以上3点を持参のうえ、環境対策課窓口(市役所本庁舎4階)において申請してください。

※ 当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送でのやり取りも可能です。

【受付時間】 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

□留意事項

□申請者が龍ヶ崎市内に住所を有し、生ごみ処理容器等を自ら市内で使用することが条件です。

□補助金は、市の予算の範囲内での交付となります。予算が無くなり次第、受付を締め切らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

□市税等が未納になっている方は、補助金交付の対象外となります。

□補助金を交付した方に対して、生ごみ処理容器等の使用状況調査(現地調査、アンケート等)をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。